

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人TCS奨学会（以下、「この法人」という。）の定款に規定する奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の範囲)

第2条 この法人の奨学生となる者の範囲は、以下の通りである。

- (1) 日本国内に居住し、日本国籍を有していること。
- (2) 日本国内の四年制大学及び修士課程大学院（通信・夜間を除く、以下「大学等」という）に在学しており、奨学金支給年度の4月時点で大学2年生から大学4年生又は大学院1年生から大学院2年生に進級見込みであること。
- (3) 情報系の学部・学科に在籍していること。
- (4) 最短修業年限で卒業見込みであること。
- (5) 修得単位数が標準単位数（標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×在学年数）以上で、直近の学業成績につきGPA（平均成績）が2.9以上であること。
- (6) 学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが確認できること。
- (7) この法人が企画する行事（懇親会等）への参加に協力することができること。

(奨学金の種類)

第3条 奨学金の種類は、次のとおりとする。
給付型奨学金

(給付等の期間)

第4条 奨学金を給付等する期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(給付額等)

第5条 事業年度ごとの、奨学金の給付総額及び支給対象となる最大人数については、理事会の決議を経て決定する。

2 奨学金の額は次のとおりとする。

給付型奨学金

一人あたりの奨学金月額、月額5万円（年間60万円）とする。

- 3 この奨学金は、返還請求事由に該当する場合を除き、返済を要しないものとする。
- 4 奨学金は奨学生本人名義の金融機関口座へ、毎年5月末、7月末、9月末、11月末、翌年1月末及び3月末（金融機関休業日の場合はその前営業日）の10万円ずつ6回に分割して振り込む。

第2章 奨学生の採用

（募集定員）

第6条 募集定員は、諸般の事情を考慮して毎年理事会において決定する。

（奨学生の申請手続き）

第7条 奨学金を志願する者は、以下の書類を申し込み時にこの法人に提出するものとする。

- (1) 申込書（6か月以内に撮影したカラー写真付き）
- (2) 誓約書
- (3) 学修計画書
- (4) 在学証明書（原本）
- (5) 直近の成績証明書
- (6) 住民票の原本（世帯全員のもので、本籍・マイナンバーの記載がないもの）
- (7) 個人情報の取扱いに関する同意書

（審査）

第8条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て理事会の承認をもって、その採否を決定する。

（採否の通知）

第9条 理事長は、前条の審査による採否結果を、奨学金を志願する者に通知する。

第3章 奨学金の返還等

（奨学金の休止、停止、打ち切り）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、理事長は奨学金の休止、停止または打ち切りを決定することができる。

- (1) 奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) 奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合
- (3) 奨学生がこの法人に対し指定された書類を提出しない場合

- (4) この法人の信用を害した場合
- (5) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失った場合
- (6) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

(奨学金の返還請求)

第11条 前条の場合において、特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
- (2) 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- (3) 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- (4) 奨学生がこの規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
- (5) 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- (6) 前各号の他、この法人の奨学金の趣旨に著しく反する場合

第4章 奨学生の義務

(学業成績の報告)

第12条 奨学生は、成績証明書、報告書を給付期間終了後、2ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

(異動届出)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、長期欠席または退学する時
- (2) 停学その他の処分を受けた時
- (3) 氏名、住所、その他重要な事項に変更があった時

(死亡の届出)

第14条 奨学生が死亡した時は、遺族は戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学金の受給は、原則として辞退できない。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合又は奨学金の資格要件に該当しなくなった場合には、所定の届出書を事務局に届け出ることによって奨学金の受給を辞退することができる。

第5章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第16条 以下の場合、この法人の奨学生となること及びこの法人の奨学金に申し込むことはできない。

- (1) 本人及び本人の3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第6章 補則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年11月16日から施行する。